

利活用計画策定のイメージ

「旧東田川郡役所等活用計画」 (平成6年策定)

- 基本方針
 - ・施設機能の複合化により魅力を増進する
 - ・展示機能を充実し、集客性を重視する
 - ・地域文化の演出で個性化を図る
 - ・情報伝達とともに五感で実感

現状の把握・地域の意見（WS）の
反映による
見直し

「東田川文化記念館利活用計画」 (令和5年)

●利活用の基本方針

- ・
 - ・
 - ・
- ⇒ 具体的な施策を示す

利活用計画の構成（案）

- 第1章 計画策定の目的
- 第2章 東田川文化記念館の概要
- 第3章 東田川文化記念館の現状と課題
- 第4章 基本方針
- 第5章 利活用
- 第6章 活用のための整備
- 第7章 運営体制の整備
- 第8章 施策の実施計画と経過観察



利活用計画の構成（案）

第1章 計画策定の目的	
節	記載内容
(1) 計画策定に至る経過とその目的	平成8年東田川文化記念館の開館から現在に至るまでの経過、計画策定の目的
(2) 計画策定に向けてのこれまでの経緯	鶴岡市地域まちづくり未来事業における「東田川文化記念館リノベーション事業」の取組内容
(3) 利活用計画策定検討委員会の設置と検討経過	利活用計画策定検討委員会の設置と審議経過
(4) 関係計画との関係	上位・関連計画の紹介 「第2次鶴岡市総合計画」、「鶴岡市藤島地域振興計画」、「鶴岡市地域まちづくり未来事業計画」
第2章 東田川文化記念館の概要	
節	記載内容
(1) 東田川文化記念館の設立及び経過	平成8年開館までの設立の経過、管理者について
(2) 東田川文化記念館設置の目的	設置の目的（鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例）
(3) 運営の基本方針と事業内容	基本方針と事業内容（鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例）
第3章 東田川文化記念館の現状と課題	
ワークショップでの意見	○WSで出された現状と課題の提示 ・展示、情報発信、案内表示、休憩スペース、 近隣の藤島歴史公園「Hisu花」、連携事業

第4章 基本方針

「旧東田川郡役所及び郡会議事堂」は明治時代に施行された郡制の様子を具体的に表し、敷地全体が遺跡としての価値をもつ国史跡であることを重視しながら、市民や来訪者が地域の歴史を学び、施設の文化的価値を理解するとともに、地域住民が楽しみながら新しい文化を学習創造する文化拠点として親しみや魅力を感じることができるような活用を積極的に行う。

さらに関係機関と連携した事業の展開・情報発信により地域活性化につなげる。

第5章 利活用

(1) 方向性

策定計画の見直しのポイントとして令和5年国史跡に指定されたことによる歴史学習の場の強化、平成27年度に整備された隣接する藤島歴史公園「Hisu花」との事業連携、一体的な活用のための整備、また、時代に即したツールによる情報発信を考慮し、次のとおり方向性を定める。

① 記念館の文化財価値、歴史を学び伝える
地域学習・歴史学習の場

歴史を学びやすい環境を整え、学習の場としての活用をはかる。
文化財価値がより明瞭となるよう資料収集・調査を進める。

② 生涯を通じて楽しめる文化活動の拠点

開館当初から「生涯学習の場」として地域に根付いている経緯もあることから引き続き芸術・文化享受の場として活用する。

③ 地域と連携し魅力を発信する

文化財価値のPRの拡大も入れながら藤島歴史公園「Hisu花」とも連携し一体的な活用を図り、館内及び歴史公園内の適切な整備を行いながら地域活性化のための多彩な活動ができる場を目指す。また、時代に即したツールを使って必要な情報提供を行う。

(2) 方法

利活用の方向性を実現するため、以下の3点のテーマ設定を行い、実践していく。

① **学ぶ・伝える**：展示整備と学習機会の創出

② **五感で楽しむ**：文化活動の拠点

③ **つなぐ・広げる**：地域あげた連携活用と魅力発信

第6章 活用のための整備	
節	記載内容
(1) 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物の保存を重視した視点 ・ 歴史文化を学び、体感できる学習の場としての視点 ・ 展示施設としての適切な保管体制 ・ 利用者の利便性の向上性
(2) 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示施設の整備 ・ 憩いの場の整備 ・ 歴史公園「Hisu花」の整備
第7章 運営体制の整備	
節	記載内容
(1) 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利活用に係る整備を円滑に行うため庁内関係各課との連携強化。 ・ 地域住民や地域団体、教育機関との連携をはかり、協働で取り組むことができる体制を確立する。
(2) 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内での連携 ・ 指定管理者等関係機関との連携 ・ 地域との連携

※第8章につきましては次回以降に検討します。